## 測量、調査作業及び業務委託必携

平成22年4月 大阪府 都市整備部

# 改正内容

本改正は、平成22年2月1日以降に入札公告を行い、かつ 平成22年4月1日以降に契約を締結する案件に適用します。

必携全文は、大阪府ホームページ(下記URL参照)から閲覧、ダウンロードできます。 【http://www.pref.osaka.jp/jigyokanri/giken/itakuhikkeitou\_h22.html】

問合せ先:大阪府 都市整備部 事業管理室 技術管理·研修グループ(TEL06 - 6941 - 0351)

項目	<b>ペーシ</b> ゙	改訂箇所	改訂内容	改 訂 前 (平成19年4月版)	改 訂 後 (平成22年4月版)
測量 業務等	1-	全般	語句の修正	「請負者」	<u>「受注者」</u>
共通仕 様書	1-	u	語句の修正	「主任技術者」	<u>「管理技術者」</u>
	1-2	第102条 用語の定義 28.	追記	・・・緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
	1-2	第105条 業務の実施	「製品仕様書」の条項 追加		測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、規程第5条第3項に基づき別途定める製品仕様書によるものとする。
			以降条項繰下げ	(第105条~133条)	<u>(第106条~134条)</u>
	1-3	第 <u>110</u> 条 提出書類 3. (109)	業務実績(TECRIS) 登録対象額の変更	請負者は、・・・・、契約金額が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、・・・・登録申請しなければならない。	受注者は、・・・・、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、・・・・登録申請しなければならない。
	1-3	第 <mark>111</mark> 条 打合せ等 1. (110)	追記		・・・・。なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。
	1-4	第 <mark>114</mark> 条 関係官公庁への (113) 手続き等 1.	公共測量の諸手続等 に関する追記	請負者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。	受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う 測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公 庁等への手続きの際に協力しなければならない。

項目	<b>ペーシ</b> ゙	改訂箇所	改訂内容	改 訂 前 (平成19年4月版)	改 訂 後 (平成22年4月版)
查業務	2-	全般	語句の修正	「請負者」	<u>「受注者」</u>
等共通 仕様書	2-3	第108条 管理技術者 3.	管理技術者の資格要 件の追記	管理技術者は、技術士(・・・・・であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能(・・・・)でなければならない。	管理技術者は、技術士(・・・・・であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能(・・・・)でなければならない。 なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者とすることができる。
	2-3	第110条 提出書類 3.	業務実績(TECRIS) 登録対象額の変更	請負者は、・・・・、契約金額が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、・・・・登録申請しなければならない。	受注者は、・・・・、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、・・・・登録申請しなければならない。
	2-3	第111条 打合世等 1.	追記		・・・・。なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。
	2-7	第128条 再委託 1.	再委託できない「主た る部分」の明確化	契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい請負者は、これを再委託することはできない。 (1)調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断	契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。 (1)調査業務(機械ポーリングも含む)における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
	2-17	第903条 地下水調査 1.	語句の修正	・・・調査方法はJGS1317に準拠し・・・・	···調査方法は <mark>JGS1312</mark> に準拠し····
	2-17	第904条 移動变形調査 2.	語句の修正	(2)調査方法についてはJGS1721に準拠し・・・	(2)調査方法については <mark>JGS1725</mark> に準拠し・・・

項目	<b>ページ</b>	改訂箇所	改訂内容	改 訂 前 (平成19年4月版)	改 訂 後 (平成22年4月版)
地土査等仕地土査等仕。調務通書	2-18	第1002条 業務内容	業務内容の追記	(平成19年4月版)  1.空中写真判読 2.現地調査 (1)調査地域内を踏査して空中写真判読で得られた・・・・特徴・性状を観察するものとする。  (2)現地調査の際には、・・・を把握しておくとともに・・・・。  (3)観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入して作業図を作成し・・・。	1. 計画準備 業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。 2. 既存資料調査 対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。 3. 空中写真判読 4. 現地調査 (1)調査地域内を踏査して、既往資料・地形図および空中写真判読で得られた・・・・特徴・性状を観察するものとする。 (2)現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより・・・・ 広域的な地質情報を把握しておくとともに・・・・。 (3)観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し・・・。 5. 地質解析 (1)地質工学的検討 対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。 (2)報告書作成 業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。
	2 - <u>19</u>	第1003条 成果品	条項追加		成果品は、次の物を提出する。 (1)調査報告書 (2)地質平面図 (3)地質断面図

項目	<b>ペーシ</b> ゙	改訂箇所	改訂内容	改 訂 前 (平成19年4月版)	改 訂 後 (平成22年4月版)
設計 業務等 共通仕 様書	4-3	第1109条 提出書類 3.	業務実績(TECRIS) 登録対象額の変更	受注者は、・・・・、契約金額が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、・・・・登録申請しなければならない。	受注者は、・・・・、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、・・・・登録申請しなければならない。
	4-7	第1127条 再委託	再委託できない範囲の明確化	1.受注者は、契約書第7条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を再委託することはできない。 (1)設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等(2)解析業務における手法の決定及び技術的判断2.受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。 3	1.契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、 次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委 託することはできない。 (1)設計業務等における総合的企画、業務遂行管 理、手法の決定及び技術的判断等 (2)解析業務における手法の決定及び技術的判断 2.契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。  3  4.地方自治法の規定に基づき契約の性質又は目的が 競争を許さないとして随意契約により契約を締結した 業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申 請があったときは、原則として業務委託料の3分の1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものと する。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむ を得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
				4	<u>5.</u>
	4-10	第1209条 設計業務 の条件 12.	新技術・新工法の活用 検討に関する補足	受注者は、概略設計又は・・・・する場合には、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、・・・・。	受注者は、概略設計又は・・・・する場合には、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、・・・・。
	4-12 ~	主要技術基準 及び参考図書	適用基準等の経年変 化による修正	H16.4現在 (次ページ参照)	H21.3現在 (次ページ参照)

### 設計業務等 主要技術基準及び参考図書 改正点 (4-12~20)

		H	l16.4 現在		
	名称	編集又は発行所名	発行年月		
(1)共通					
11	土木工事共通仕様書	大阪府	H16. 4		
12	地盤調査法	地盤工学会	H7.9		
	地質·土質調査成果電子納品要領(案)	日本 建 設 情 報 総合 センター	H15. 7		
	  国土交通省公共測量作業規程  (世界測地系対応版)	国土交通省	H14.6		
16	国土交通省公共測量作業規定 解説と運用 (世界測地系対応版)	日本測量協会	H15.5		
	測量成果電子納品要領(案)	日本建設情報総合センター	H15. 3		
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標 変換マニュアル	日本測量協会	H13.11		
_		_	_		
21	RTK-GPSを利用する公共測量マニュアル	日本測量協会	H12.8		
22	現場における電子納品に関する事前協議ガイ	国 土 交 通 省	H15.9		
23	Fフィノ(条) (州重編) 現場における電子納品に関する事前協議ガイ	国土交通省	H15.1		
24	トフィン(条)(地質・工質調宜編)  現場における電子納品に関する事前協議ガイ	国土交通省	H14.2		
-	トライン(条)(工不設計業務編)  2002年制定 コンクリート標準示方書(施工	土木学会	H14.3		
25	編 - 耐久性照査型)				
26	編) 2002年制定コンクリート煙準示方書(コンク	土木学会	H14. 3		
27	リート編)	土木学会	H14.3		
28	編) 2002年制宝コンクリート標準示方書(耐震性	土木学会	H20. 3		
29	能照査編) 2002年制定 コンクリート標準示方書(維持管	土木学会	H14 . 12		
30	理編)	土木学会	H13. 1		
30	CAD製図基準(案)	日本建設情報総合 センター	H15. 7		
31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	H16. 1		
41	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会	H8. 7		
_	_	_	-		
_	-	-	-		
[2]	河川·海岸·砂防·ダム関係 -		1		
7	河川砂防技術基準 同解説 計画編	日本河川協会	H9.10		
8	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編 ( · )	日本河川協会	H9.10		
36	「護岸の力学設計法」	(財)国土技術研究センター	H11.2		
_	_	1	-		
_	_	-	-		
_	-	_	-		
_	-	_	_		
_	-	-	_		
_	-	_	-		
_	_	-	-		
_	_	_	_		
(3)	直路関係				
46	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H4. 10		
47	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H4. 10		
75	舗装設計施工指針	日本道路協会	H13. 12		
87	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロッ ク技術協会	H12. 7		
110	道路照明施設設置基準·同解説	日本道路協会	S56.4		
117	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H3.7		
_	-	-	-		
	1		!		

		<u>H</u>	21.3 <b>現在</b>
	名称	編集又は発行所名	発行年月
(1);	共通		
11	土木工事共通仕様書	大 阪 府	<u>H22. 4</u>
12	地盤調査 <u>の方法と解説</u>	地盤工学会	<u>H16. 6</u>
14	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	日本 建 設 情 報 総合 センター	<u>H16. 6</u>
15	国土交通省公共測量作業規程	国土交通省	H20. 4
16	公共測量 作業規定 ②準則 解説と運用	日本測量協会	H21. 2
18	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	<u>H16. 6</u>
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標 変換マニュアル	国土地理院	H19.11
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H20. 4
22	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国土交通省	H18. 9
23	曹子姉島湾田ガイドライン/宋/「地震・十二	国土交通省	H18. 9
	<u>                                      </u>	_	
24	<b>2007</b> 年制定 コンクリート標準示方書(設計	土木学会	H20. 3
	編) <b>2007</b> 年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19. 3
26	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコ	土木学会	H20. 3
	ンクリート編) <mark>2007</mark> 年制定 コンクリート標準示方書(規準	土木学会	H20. 3
<u>27</u>	編)	<b>工 小 子 云</b>	<u> 1120. 3</u>
_	- 2007年制定 コンクリート標準示方書(維持	_	-
	管理編)	土木学会日本建設情報総合	H20. 3
	CAD製図基準(案)	センター	<u>H20. 5</u>
31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	<u>H17. 8</u>
38	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会	<u>H18. 8</u>
<u>63</u>	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(業)	国土地理院	<u>H20. 3</u>
<u>64</u>	基盤地図情報原型データベース地理空間 データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国土地理院	H20. 10
[2];	可川 · 海岸 · 砂防 · ダム関係	<b>.</b>	
	河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11
8	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編 ( · )	日本河川協会	<u>H17.11</u>
36	「護岸の力学設計法」	(財)国土技術研究センター	<u>H19.11</u>
<u>84</u>	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	<u>H20. 5</u>
<u>85</u>	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川园	H18.10
<u>86</u>	河川の景観形成に資する石積み構造物の整 備に関する資料	国土交通省河川局河川 環境課	<u>H18. 8</u>
<u>87</u>	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料(その2)	国土交通省河川局河川 環境課	H19. 7
88	多自然川づくリポイントブック 河川改修時の 課題と留意点	リパーフロント整備セン ター	H19. 3
89		国土交通省砂防部	<u>H19. 2</u>
90	海岸景観形成ガイドライン	湾局、農林水産省農村	H18. 1
	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18. 6
	直路関係		
	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2
	開表版計ル上指列 インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロッ	H19. 3
		ク技術協会	
110	道路照明施設設置基準·同解説	日本道路協会	<u>H19.10</u>
-	ー 道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とそ		-
<u>118</u>	の解説	道路環境研究所	<u>H17. 3</u>

		(平成19年4月版)	(平成22年4月版)
(1)土木設計業務等 委託契約約款			
第7条 一括再委託等の禁止	追加	(一括再委託等の禁止) 第7条 ・・・・・	(一括再委託等の禁止) 第7条  3.前項の規定により業務の一部を第三者に委託し、又は 請け負わせようとする場合において、乙は、入札参加 停止の措置及び入札参加除外の措置を受けている者 並びに第42条の3第1項各号に該当する者を受任者又 は下請負人としてはならない。 4.乙が入札参加除外の措置を受けた者又は第42条の3第 1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求める ことができる。 5.前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責 任は、乙が負うものとする。
第44条 賠償額の予定等	変更	(賠償額の予定等) 第44条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに 該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問 わず、賠償金として、請負代金額の100分の10に相当 する額を甲の指定する期間内に支払わなければなら ない。業務が完了した後も同様とする。 	(賠償額の予定等) 第44条 乙は、この契約に関し、第1号から第6号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の20に相当する額を、第7号に該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の10に相当する額を即の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、又は業務が完了した後も同様とする。 (6)第42条の2第5号に該当したとき。(7)第42条の2第6号に該当したとき。(7)第42条の2第6号に該当したとき。とが項の規定において、甲に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
	一括再委託等の禁止 第44条	一括再委託等の禁止 変更	第44条 密更 (賠償額の予定等) 第44条 賠償額の予定等 第44条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

項目	<b>ページ</b>	改訂箇所	改訂内容	改訂前	改訂後
提出書類の様式	8	30 打合せ記録簿	様式の変更 (「都市整備部工事請 負契約変更事務処理 要領」準拠様式)	(平成19年4月版) 「様式 - 30 打合せ記録簿」	(平成22年4月版)  「様式 - 30 変更協議書」 (変更契約を伴う協議時等に使用) 「様式 - 31 協議書(打合せ記録簿)」 (変更契約を伴わない協議時等に使用)
		32 立会願 33 借用書	様式の追加		「様式 - 32 立会順」 「様式 - 33 借用書」